

所得税改革の新傾向と金融関係税制のあり方

馬場 義久

小山理事長 定刻になりましたので、ただいまから講演会を始めます。

本日の講師は、早稲田大学教授の馬場義久先生です。馬場先生には、昨年もこの講演会の講師をお願いしていますが、恒例ですので、初めに先生の略歴を紹介させていただきます。

馬場先生は昭和二四年のお生まれで、一橋大学経済学部をご卒業になり、同大学大学院の修士課程と博士課程を履修されました後、長崎大学教授等を経まして、平成五年四月に早稲田大学政治経済学部教授に就任され、現在に至っておられます。

馬場先生のご専門は財政学で、平成二年有斐閣からお出しになった『税制改革の潮流』や、一昨年税務経

理協会からお出しになった『消費課税の理論と課題』等の著書があります。また、私どもの研究所が平成五年から六年にかけて実施いたしました証券税制研究会の中心的なメンバーのお一人として参加していただきました。

我が国では、最近日本版、ピッグバンの本格的な実施を迎えて、金融証券関係の税制に関する関心が一段と高まっています。そこで、本日は馬場先生に、「所得税改革の新傾向と金融関係税制のあり方」というテーマでお話しいただくことといたしました。ご清聴をお願いします。

それでは、先生、よろしくお願ひします。

ご紹介いただきました早稲田大学の馬場でござります。

きょうの話のタイトルは「所得税改革の新傾向と金融関係税制のあり方」となっております。一九九〇年代に北欧諸国で行われました所得税改革のことを切り口にいたしまして、金融関係税制のあり方を考えるという非常に大仰な題ですが、金融関係税制というよりも、利子とか配当とかキャピタルゲインのいわゆる資産所得あるいは資本所得についての税制、とりわけ資本所得と労働所得との課税バランスの点を中心にお話ししたいと考えております。

一、北欧諸国の所得税改革

デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧諸国は、一九九〇年代初頭に所

得税改革を行いました。これが表1でございます。それぞれ改革の前と後の状況を記しております。デンマークでは八七年と九四年の二回、フィンランドでは九三年、ノルウェーでは九二年、スウェーデンでは九一年に改革が行われました。

いろいろな国を見ても話がわかりづらくなりますが、スウェーデンをちょっと注目していただきますと、スウェーデンの個人所得に対する限界税率は、九一年で、三六%から最高七二%までとなっていました。個人所得は労働所得と思っていただいて差し支えございません。その右側に資本所得に対する限界税率がありまして、同様に三六・七二%となっています。結局スウェーデンは、九一年前までは総合所得税制をとっておりまして、所得をすべて合算して、それに対して累進課税を適用していました。ほかの国もみんなそうであり

所得税改革の新傾向と金融関係税制のあり方

表1 Marginal income tax rates in an average municipality in the Nordic countries (excluding Social Security contributions)

Country	Marginal tax rate on personal income	Marginal tax rate on capital income	Corporate income tax rate
Denmark			
Before 1987 tax reform	48-73	48-73	40
After 1987 tax reform	50-68	50-56	50
After 1994 tax reform	38-58	38-44/58 ^a	34
Finland			
Before 1993 tax reform	25-57	25-57 ^b	37
After 1993 tax reform	25-57	25	25
Norway			
Before 1992 tax reform	26.5-50	26.5-40.5	50.8
After 1992 tax reform	28-41.7	28	28
Sweden			
Before 1991 tax reform	36-72	36-72	52
After 1991 tax reform	31-51	30 ^c	30 ^c

- a. The top marginal tax rate on positive net capital income below 20,000 Danish kroner(40,000 kroner for married couples) is only 44 percent, and negative net capital income may only be deducted against a top marginal rate of 44 percent.
- b. The marginal tax rate on capital income varied widely with the type of capital income before the reform in 1993.
- c. In late 1993, the Swedish government has proposed that the rate be lowered to 25 percent.

source: Sørensen, P.B., "From the Global Income Tax to the Dual Income Tax" *International Tax and Public Finance*, vol. 2 '94, p. 59.

まして、法律上は総合所得税制をとつておりますた。

ところが、改革でどうなつたかと申しますと、労働所得と資本所得を完全に分離課税扱いにいたしました。これはスウェーデンだけではなくて、ほかの国も同じであります。スウェーデンの場合、労働所得については少し下げて三一%から五一%ですが、資本所得については三〇%の比例税です。何の控除もありませんで、ちょうど日本の利子に対する課税が一〇%で何も調整しないのと同じで、労働所得と完全に分離しております。それを利子だけではなくて、あらゆる資本所得に対して、三〇%という一律の、しかも低い率で分離課税した。法人税率も資本所得の税率に合わせて三〇%にしております。

これをDIT(デュアル・インカム・タックス)と言って、労働所得と資本所得で異なつた税

率表を適用する。労働所得については、課税最低限を設けた上で、割合厳しい超過累進税率構造のは、労働所得とは別計算で、分離課税で三〇%の低率の課税をする、比例税方式をとるということになります。

これが新傾向かと申しますと、例えばレーガン税制改革とか、あるいは日本の古いシャウプ勧告ですと、総合所得課税を理念としておりまして、労働所得と資本所得を課税上区別しないで合算した上で、累進税率表を適用する方式であります。レーガンのときも、確かに税率は下げましたが、キャピタルゲインなどもすべて算入して、総合課税を目指した。ところが、九〇年代の北欧諸国の改革は、資本所得には低率で分離課税することとし、労働所得にだけ累進課税を適用することをいたしました。

きょうは、このような資本所得を労働所得よりも低く、しかも分離課税するDITシステムと総合所得課税方式を比較しまして、課税の公平性とか

中立性から見て、どちらに軍配が上がるかというお話をさせていただきたいと思います。そこで、総合所得課税とはそもそもどんなものかということをお話しし、それがどうして北欧諸国で崩れていったかという事情、そして、そもそも理論的に見て、この分離課税システムはどう評価されるかということをお話しして、最後に結びに持つていただきたいと考えております。

サイモンズという代表的な論客がおりまして、次のようなものを課税ベースにすべきだといいました。

例えば、一月一日現在一五〇万円の株を持っていて、これが期末に二五〇万円になったとし、他方、給料が年間六〇〇万円だとします。この六〇〇万円は必ず消費か貯蓄に回りますが、貯蓄に回った分も含めて——もちろん必要経費等の話はオミットしますが——六〇〇万円プラス値上がり益一〇〇万円を足した七〇〇万円を課税所得として、これに税率を掛けましょうという考え方であります。

二、総合所得課税の理念と

福祉国家

最初に、総合所得課税についてお話をさせていただきますと、アメリカの経済学者にヘンリー・

だから、消費あるいは資産の増加に振り向かれるものはみんな課税することになります。したがって、給与であろうと、利子であろうと、キャピタルゲインであろうと、そういうものに全部課税することを理想としている。

このサイモンズの考え方の特徴を幾つか申しますと、まず課税ベースが包括的だということです。我々が日常的に頭の中に浮かべる概念よりも広い。どういうところが広いかというと、私たちは所得といつて、必ず現金の受け渡しがあるものが所得だと考えがちですが、例えば、お百姓さんでも我々でもだれでもいいのですけれども、自家菜園でキャベツをつくって、あるいはお米をつくって食べる所です。それらを食べるという行為は当然消費ですから、そのキャベツやお米の価値も本来課税すべきだということになります。サラリーマンは、所得を稼いだ段階で課税され、その中から消費をしておりますから、消費の部分については先に源泉的に課税されています。ところが、農家の場合、一〇〇万円分のササニシキをとつておいて、市場を経由しなければ、その一〇〇万円は税金上全然カウントされず、それを食べ

てしまい、一〇〇万円に全然税金がかからずして消費することができます。家を自分で持っている場合、それを仮に人に貸したら幾ら家賃があるだろうかというのを帰属家賃と申しますが、それは家という実物貯蓄が生んだ年々の収益でありますから、それも課税すべきだといふことです。別に現金の受け渡しは何もしないのです。課税しないと、家を持っている人と家を借りている人との不公平が生じてしまうということです。

二番目は、発生ベースだということです。一五

○万円の株が二三〇万円に上がった。まだ値上がりしそうだと思えば、投資家は当然売らないわけでありまして、ずっと持っている。しかし、価値は値上がりしています。一種の含み益ですが、そのようなキャピタルゲインのことを発生ゲインといい、発生ゲインも経済力は増加しているのだから、課税しなさいということです。ここにも現金収入は入っておりませんが、課税しようということです。

もちろん売ってしまったものは実現ゲインと申しますが、これも当然課税すべきであるということになります。非常に包括的です。

三番目は所得の属性を問わない。正確にいって、所得といっても、非常にリスクの多い所得と安全な所得があって、例えば、日本の経営がしっかりしていて、ずっと順調に昇進しそうだ、そのようなサラリーマンが稼いだある年の所得五〇〇

万と、不況業種に勤めるサラリーマンがある年に稼いだ五〇〇万円、そのような所得の属性の差違は問いません。どちらが自由にお金を使えるかというと、当然安定業種に勤めているサラリーマンです。そういう所得のリスク等は決してとらえないで、幾ら品物が実質的に買えるか、所得の消費あるいは貯蓄という処分局面にだけ注目しているということです。

つまり、幾ら実質的に品物が買えるか、あるいは幾ら貯蓄できるかという所得の処分の局面の話です。したがって、これは汗水垂らして稼いだ所得とか、あるいは不確実な所得とか、あるいは一生のうち一度得られるかどうかという一時的な所得とか、そういう稼得局面といいますか、所得をつくるところの違いを見ない。一円は一円である。どの一円も金額が同じであれば、同じ税金の負担能力があるということを前提としているわけ

です。

このような所得を年間ベースで計算して、AさんとBさんが同じであれば、同じだけ税を負担しない、また、Aさんは八〇〇万円で、Bさんは四〇〇万円だとすると、Aさんの方に高い平均税率を適用する。t_hを平均税率とした時、t_eの方をよりも大きくしたのが累進課税です。

大学で講義をしていて、学生諸君に累進課税はどう定義しますかという問題を出すと、余り勉強していない子は「お金持ちの方がたくさん払う税金だ」といいます。しかし、それは不正確であります。消費税は一律五%ですが、お金持ちの方が消費金額が大きいですから、たくさん税金を払っています。そういう意味ではたくさん税金を払うのですけれども、あれは逆進的といわれています。

ご存じだと思うのですけれども、累進所得税というと、支払う税金(T)を所得(Y)で割った場

所得税改革の新傾向と金融関係税制のあり方

証券レビュー 第37巻第8号

(1) $\frac{Y_h}{Y_e} > \frac{Y_h(1-t_h)}{Y_e(1-t_e)}$

(2) $(t_h=0.3 \quad t_e=0.2)$

(3)

合、所得が高い人の T_h/Y_h が所得の低い人の T_e/Y_e より高くなるようにしたものですね。

これは何をねらっているかというと、結果的に課税前の所得よりも課税後の所得の格差を縮める役割を持っているということで、比例税率ですと縮まりません。どういうことかと申しますと、課税前の所得の比率、お金持ちは貧しい人の所得は何倍あるか、 Y_h が Y_e に比べて何倍あるか。それに対して税引後の手取りベースで見ますと、 $t_h=10\%$ とするとき、左辺に比べて、右辺の方が小さくなりますから、所得の格差を縮めることになります。(1)参照。結局、お金持ちは高い税負担割合を掛けて、課税後の所得を課税前よりもより平等にしましょうというのが累進課税です。一時点ではかった所得の再分配を累進課税によってやろうということです、このような税制を理想としているわけです。

- 8 -

所得税改革の新傾向と金融関係税制のあり方

表2 Sources of Tax Revenue in Sweden and The United States

Revenue Source	Share of Total Receipts (Percent)			
	Sweden	U. S.	日本	
1989	1991	1991	1994	
Taxes on personal income (including capital gains)	39.3	34.2	34.9	22.8
Taxes on corporate incomes	3.8	3.1	7.3	14.8
Social Security contributions	26.7	28.6	29.8	35.1
Payroll taxes	2.5	3.0	—	—
Property taxes	3.3	4.1	11.2	11.5
Taxes on goods and services	24.2	26.9	16.8	15.5
Miscellaneous taxes	0.1	0.1	0.0	0.2
Total receipts (percent)	100.0	100.0	100.0	100.0
Share of taxes in GDP (percent)	55.6	52.7	29.5	28.7
GDP (Billion U. S. 1991 dollars)	—	237	5,611	37.7

Source: *Revenue Statistics of OECD Member Countries 1965-94* (OECD, Paris, 1995)

(注) 日本については、講師が追加した。

しかも、累進課税の要素の一つとして課税最低限があります。そして、ここから税率をどんどん上げていって、税金の額をふやしていくわけですが、これも学生諸君によく聞くのですけれども、上げる勾配が一定である税制は累進税制ですかと、それは累進税制ではないという。それは、間違いであります。累進税制の要素には課税最低限と、限界税率が上がっていくという二つの要素があるわけで、勾配が一定であっても課税最低限があれば累進となります。なぜかというと、累進税制では所得が高い人ほど平均税率が上がっていくばかりですが、それはその角度又はんではかれますから、所得が高くなればその角度も高くなっています。課税最低限を設けるだけで、税率を一定にしても累進になるわけです。

サイモンズは課税最低限に加えて、超過累進税

率構造を併せ適用して、E点以降の税率をどんどん上げていくことをやりました(3)参照)。より平等にしたいということでやったわけです。

以上、ここでの力点は、課税ベースが包括的で、帰属所得にも課税する。また発生ゲインにも課税する。それから、所得の処分の局面に焦点を当てて、所得の稼得局面の差異は見ない。それは年間で計算した所得の大小で課税を決める。いわば短期間で測定した包括的所得に注目し、それを再分配しようとする。これが総合所得課税の一応の考え方であります。

福祉国家、スウェーデン等の北欧諸国で、どうして建前としてでも総合所得課税が求められてきたか、それは今申し上げましたように、一種の平等志向に根ざすものであったと考えられます。また、表2を見ていだきますと、これはスウェーデンの改革前と改革後の社会保険料を含めた税収

の構成比ですが、例えば、九一年の税収の対GDP比は、五一・七%になつております。自分たちでつくり出した財、サービスのうち五一%を政府に持つていかかる。参考までに、アメリカは二九・五%、日本は一八・七%です。財政需要がかなり多くて、税負担が高くなると、課税ベースを広くした方が税収が上がるのではないかということと、総合課税を目指したと思われます。

三、改革の誘因

次に、北欧諸国で、資本所得が低率の分離課税にされた理由、なぜ資本所得の総合累進課税が実際上限界にぶち当たったのかという理由をちょっと見てみたいと思います。

これは、まず総合所得税にはアキレス腱があって、どうもうまくいかないところがある。どうし

ても難しいという領域が、大きくなつて帰属家賃、年金、キャピタルゲインの三つある。この三つに総合所得税の考え方を適用するのは实际上非常に難しい。

帰属家賃への課税をどうするか。例えば、私は家を持っておりますが、この家賃が幾らかを税務当局が推計して、その家賃を私の所得として、私が稼いだ労働所得と合算して、累進税率をかけようという考え方です。ところが、先ほど申し上げましたように、市場で取引されておりませんので、帰属家賃が幾らかということを直接つかまえることは難しいので、スウェーデンがどういう方法をとったかというと、持ち家の市場価値の〇・五%を帰属家賃と見る。五〇〇〇万円ですと、二五万円です。それをその人が所得を生んでいると見て、合算した。そうすると、収益率〇・五%ということになります。つまり、そもそも家の市場価値をはかるのは難しいので、どうしても低評価になってしまい、帰属家賃を当初の理想どおり正しく測定して実施するのは非常に難しいということがあります。

年金については、これは非常にロングランの話で、本来ですと、年々の年金権の増加（年金という資産価値の増加）を計算して、それを個人に割り振ることになります。プライベートな年金でも、企業年金は、我々から掛金を集めて運用したその運用益については、個人所得税が理想です。そうすると、年金権の増加とか、運用益に対しても、個人に割り振って課税しなければならない。個人の累進税率表に即して課税するには非常に困難であるということで、年金については、所得税の対象ではなくなってしまった。そのため、年金を引き出して、年金を受け取ったときに課税する方法をとらざるを得ないことになりました。幾ら

発生主義で年金の価値が上がったときに課税するといつても、それは非常に難しいことであるわけです。

それから、キャピタルゲインにつきましては、

先ほど申しましたように、発生ゲインに課税す

る、発生したときに課税したい。ところが、売り

もしない株の、あの人に幾らゲインが発生したか

といふのは非常に難しいので、実際上は売ったと

きに課税する、つまり、実現主義に行かざるを得

ない。ところが、投資家にとって、例えば、ス

ウェーデンですと、最高限界税率は七一%ですか

ら、ロックイン・エフェクトと申しまして、売り

惜しみをすることになります。毎年売ると一〇〇

万円のゲインに対して、七一%の限界税率で課税

されて、税引き収益が減ってしまう、このため、

途中で売らないで、三年とか五年とかたって売っ

たときにだけ課税された方が、投資家にとって得

想を求めて累進税率を適用するよりも、みんな三割一律に課税する方がいいじゃないかというのが、改革の誘因の一つであります。

二番目は、スウェーデンでは利子控除を認めております。家を買うとか、車を買うときなど、借金をしたときに、利子分を税金の対象から除いてくれます。これはアメリカでも問題になります。利子を支払いますから、それを控除するのには、所得税の建前からすれば正当化されますが、利子を一〇万円払えば幾ら節税できるかというと、10tになります。これを限界税率で見ると、お金持ちほど税率は高いですから、利子控除制はだれが得をするかというとお金持ちが得します。

10tだけ補助金をあげているのと同じです。

日本の法人税の実効税率は五割ですから、法人が経費で落とせば半分だけ税金を安くできる、半分補助金を上げているのと同じです。高いという

ます。

税金は、必ず名目の値にかかります。したがって、ここは名目利子率で定義しなければいけませんので、税金は実質利子率プラス物価上昇分にかかるてくる。物価上昇分にも、税金がかかります。そうすると課税前の実質利子率に対して、実際の税負担、実効税率は次の式のようになります。

$$\text{実質利子率に対する税負担} = \frac{i}{r} (r + \Delta p/p)$$

$\Delta p/p$: 物価上昇率

だから、インフレ率が上がつていけば、税負担はどんどん上がつていいくことになります。例えば、tが四〇%、rが四%、物価上昇率 $\Delta p/p$ が六%と計算すると、実効税率は一〇〇%で何の儲けもないことになる。実質利子率に対しても一〇〇

ことは、それ自体いいことばかりではありません。借金をすれば所得税額が安くなりますので、累進税率が適用されていると、借り入れインセンティブが非常に高くなる。つまり、人にお金を貸すよりも借りる方がいいということを生み出しました。

また、インフレの影響があります。七〇年代から八〇年代にかけてインフレーションがありました。債務者は、インフレがあるときには、「元本の目減りを全部補償した上で実質利子率 r を見ます。普通我々がいう利子率は、実質利子率に物価上昇率を加えた名目利子率 i であり、逆に定義しますと、実質利子率は、銀行から支払われる利子率から物価上昇率を引いたものです。資産の目減り分を引いたものが実際の儲けですから、銀行の支払う利子率が一〇%、物価上昇率が五%だとすると、実際に本当に儲かった利子率は五%になります。

%税金をかけているのと同じことになります。

さきほどの借り入れ意欲、つまり借り入れはマイナスの貸出利子になるわけですが、借り入れが非常に大きくなつたのに加えて、インフレによって実効税率が高くなつた。このため、一九八〇年のスウェーデンの平均的な労働者が受け取った実質税引き利子率は、マイナス七%になりました。

貯金をして、人にお金を貸してプラスの利子率を上げたというよりも、税金に取られて、マイナス七%ぐらいになつたということです。これは、当時の貯蓄などに非常に悪影響を与えたといわれております。

大きいところは以上の二点で、建前としての総合累進課税がうまくいかない領域があることに加え、利子控除、インフレの影響です。そのほか細かいところですが、スウェーデンは個人ベースで課税しますので、大人は高い限界税率に直面して

おりますが、子供は所得はありませんので限界税率はゼロです。このため、所得を分割して子供名義の預金にし、租税回避をすることがあります。

以上まとめますと、結局、北欧諸国では総合累進課税を目指したのですが、次のような問題があつた。

一つは、先ほどのいましたように、累進課税の理想は、課税前に比べて所得再分配を実現する、より平等な所得分配を行うということですけれども、資本所得の面で非常に実効税率の格差が生じた。つまり、租税回避が行われて、その再分配がうまくいかない。それから、資源配分も不効率になつた。住宅等の耐久財については、借り入れ利子控除があり、また帰属家賃は低率課税ということで、税負担が非常に少なくなつて、そちらの方が有利になつた。金融商品の中でも確実につかまえられる利子といった所得に関しては、税引き収益が低くなることで資源配分が不効率にな

所得税改革の新傾向と金融関係税制のあり方

がありますから借りることはできません。家内が、「お父さん、たくさん税金を払っているのに、清瀬ではビデオを借りられませんね」と言います。家の頭にあるのは、政府支出についての一種の利益説です。利益を受けるためには税金を払う。つまり、政府から受けた便益に応じて税金を払うということです。しかし、現在の税制の大半は能力説です。政府支出から幾ら利益を得ようと関係なしに、経済的な能力に応じて課税するところが一応のプリンシップになつております。一部受益者負担という形で利益説があり、また、住民税の均等割とかも一部ありますが、大半は能力説です。ところが、経済的能力を何で測るかということが一番問題である。

サイモンズは、労働所得も資産所得も同じだ、金額が同じであれば同じだけ負担しろという。だから、経済的能力を稼いだ金額で見る、所得額を

四、課税の公平・中立と分離課税

次に、課税の公平性と中立性という観点から、この分離課税システムを評価したい、とりわけ、労働所得と資産所得の課税のバランスの問題を見てみようと思います。

課税の公平は、これは非常に難しいのですが、財政学では大体次のような流れになっております。一つは、「同じように、利益説と能力説です。私は清瀬に住んでおりまして、清瀬の図書館では、本と同じようにビデオテープをただで貸しております。」これは五時で終わるので、私は学校

一律に見る」とことを考えております。それは一時的な所得です。労働所得と資本所得を別段区別しません。

しかし、能力の指標からみて、労働所得と資本所得を同じように課税していいか。より能力を反映しているのは、銀行にお金を預けて運用する資産所得ではなくて、労働所得ではないか。労働所得は賃金率×労働量ですが、労働量は貢献ですから、これはちょっと置いておきまして、賃金率には格差が存在する。それは、その人がどれだけ企業に貢献できるかという生産能力といいますか、経済的な能力の差を反映しているわけですから、能力をより反映しているのは労働所得の方です。一定額の資金を運用して得られる、利子所得に代表される資産所得は、多少上手、下手はあるでしょうけれども、別にそれが運用してもいい。所得を稼ぐ能力の差は労働能力にあるのではないか

と思います。両者を同じように扱うのは、ちょっとおかしいと思います。

そして、所得について、人々の能力を見るときに、カレントな一時的な所得でいいのだろうか。

人々の経済的能力を所得で見るなら、一時的な所得ではなくて、むしろ生涯の所得です。平均的なサラリーマンですと、現在税込みで二億八千万円ぐらいです。生涯の、ロングランで見た所得を経済的な能力の指標としてみる方が適しているのではないかという批判です。

遺産とか贈与がない世界を考えますと、ある年に得た資産所得とは何でしょうか。一〇〇万円預けて利子を得た、利子率が五%なら五万円になります。元手の一〇〇万円は、労働所得の中から貯蓄したものです。遺産をもらうとか、贈与がないと働くしかありませんので、個人でいえば、それは労働所得になります。利子は何かというと、労働

所得の中からその期に消費しないで、将来に預けた、労働所得が生んだ果実でありますから、もとも稼いだ労働所得とその労働所得が生んだ果実とを、同じように課税するのはいかがなものかと

いうことになります。

ここで、第一期の消費を C_1 、第二期の消費を C_2 とします。第一期の労働期に Y だけ稼いで、第一期では C_1 だけ消費し、第二期に消費 C_2 をするというライフサイクル仮説を立てます。 Y はいわば生涯所得です。第二期の消費は、 $(1+r)(Y-C_1)$ になります。これは、貯蓄とその利子所得を消費するということです。

生涯所得は、第一期の消費プラス第二期の消費を $(1+r)$ で割った現在価値に等しくなります。ここに貯蓄はあらわれない。これは当たり前でありまして、自分で稼いだ所得を子供にあげないで全部使い切りますから、貯蓄はロングランで

見るとあらわれません。生涯所得に見合った譲税をしようとすると、利子に課税しないということになります。

毎期の C の現在価値だけに税率もで課税していけば、ちょうど生涯所得に見合った課税になります。利子に課税してはいけないのです。もし、利子に課税をしますと、同じ二億八〇〇〇万円を稼いだAさんとBさんがいたとして、多く貯蓄する人に対して、相対的に多く税金を払わせることになります。

したがって、労働所得と資産所得を同じように

課税するのは、公平の点からも非常に問題が多い。もし不平等を是正するということが目的であれば、不平等を生んでいるファクターに課税すればいいのですが、人々の経済的な不平等を大きく生んでいる原因は、労働所得と遺産の有無と言えます。より平等な社会にしていくには、むしろ労働所得と遺産に重課して、一時的な資産所得

部不経済も何もない、市場の機能が非常にうまくいっている、市場が成功している場合は、政府は余計なことをしない方がいい。なぜなら、市場が何も失敗しないで、収入も費用もきちんと計算してあって、適正に生産している場合、政府は関与しない方がいい。ところが、税金はどちらなくてはいけませんので、同じ七〇兆円の税金を取るのだったら、経済活動に余り影響を与えない、生産量とか消費量に余り影響を与えないような税金で、何とか七〇兆円を取った方がいいということです。それが中立性の原則です。規制緩和も、余計な規制を緩和して、市場に任せておけばうまくいくということですから、それと同じであります。

中立的な課税は、経済活動に余り影響を与えないということですが、ただ、とにかく七〇兆円の税金を取らなければいけない。その場合、資本所は、財政学でいう逆弾力性ルールです。

問題は、税金をかけたときに、利子率が変わつて貯蓄はどれだけ変化するか、労働量がどれだけ変化するか、つまり、どちらがより鈍感か、敏感かという話になります。これを計測する試みはあります、とりわけ国際的なディメンジョンで考

えると、労働は余り移動しないけれども、資産性の所得はかなり移動するので、国際的に資本移動が労働に比べてより容易になっているときには、

むしろ資本所得に軽課して、労働所得に重課した方が資源配分上はいいということになります。課税の中立性の観点からは、労働所得に適用するの方が高い方がいいということになります。この観点からD-I-Tシステムは割合正当化されといふことであります。

これまで述べたことは、労働所得と資産所得の課税バランスですが、次に、資産所得間の課税バランスの問題があります。利子も配当も資産所得ですが、これは同じ税率で課税する方がいいのです。包括的所得税といいますか、総合所得税の下でも、利子にも配当にも同じだけ税金をかけます。が、実際上やりやすいのは、投資家によって税率を変えるよりも、どの投資家にも同じように一律

に税率を適用する一律課税の方がやりやすいといふことであります。

五、結び——日本への教訓

最後に、表2の資料の日本の欄を見ていただきますと、社会保険料を含めた税収に占める割合は、九四年で個人所得税が二三・八%、法人所得税が一四・八%です。しかし、私もびっくりしましたが、社会保険料は、労使双方を含めて三五・一%で、個人所得税よりはるかに多い割合であります。スウェーデンも二九%ぐらいになります。

ご承知のように、建前としての総合課税は、現在の配当課税の一部にも存在しております。資産所得に対する総合課税化への誘因は存在するのではないかと思われます。というのは、既に社会保険料は、比例税で労働所得に大きく依存してい

る。企業課税も、法人税の実効税率は五割近いので、恐らくもう限界だと思われます。消費税の増税に対する反対もかなり根強い。従って、資産所得税からの增收をねらうところはあると思います。

ただ、申し上げたいことは、総合課税主義をもう既に基本的なところで再検討すべき時期に来ているのではないかと考えます。総合課税主義を今唱えるとすれば、なぜ、どういうメリットがあつて唱えるかという点をはっきりさせ、分離課税方式と比較した上でやらないと、単に税収を上げるところに焦点を絞つてやってしまいますと、政策目標を達成するのに非常に難しくなると思われます。一時的な所得の不平等をすぐ是正する必要があるとか、何か新しい論拠づけが必要ではないか、そういう時期に来ていると思います。

二番目は、規制緩和などにより資源配分をより

率の水準とのかかわりで、キャピタルゲイン税とか配当税を考える必要があるかと思います。

最後に一言だけ申し上げますと、スウェーデンは三〇%で法人税を課税しますが、配当に対する個人段階での課税をやめました。資本所得に対しても三〇%で課税することになつてゐるのですが、配当に関しては投資家段階ではやめた。前回ここで、私がお話した方式とよく似ているのです。つまり、企業の源泉段階で課税されてしまつてゐるので、二重課税なのだから、また投資家段階で課税するのはよくなないことになつたそうです。

「質問があるうかと思いますが、お答えできるところはきょうお答えして、わからないところはまた調べさせていただきますが、何かご質問ありましたら、どうぞお願いします。

小山理事長 それでは、若干時間が残つております。

所得税改革の新傾向と金融関係税制のあり方

効率的にしようとする政策の実施が求められており、これには当然、弱者に痛みを伴うことは事実です。そうすると、財政とか税制のどこか救つてやる再分配機構は必要でありますけれども、総合所得を基準にして累進課税を行うのか、それとも他の基準を採用すべきなのか、検討する時期に来ているのではないか。実効ある再分配とは何かといふことになります。

また、資産所得のうちキャピタルゲイン税とか配当税を論議するときには、日本は法人税が非常に高いので、法人税とのかかわりは当然必要であります。法人利潤に五〇%で課税することは、留保部分と配当にも五〇%で課税するということになります。そこで、キャピタルゲインが実現した段階で課税すると、今度は留保部分の反映に対しまた課税するという二重課税になります。配当についても同様でありますので、当然法人税の税

すでに、(1)質問等おありの方はどうぞ。

「おいませんか。それでは、(1)質問がないようでしたら、これで本日の講演を終わりにいたします。

馬場 どうもありがとうございました。(拍手)

(せば よしひさ・早稲田大学教授)

(本稿は、平成九年七月一五日に行われた講演会の記録で、文責は(1)研究所にある。